平成２７年（フ）第４７１２号
東京都江東区大島８丁目12―20―508
債務者　加藤　澄枝
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　倫子
4　破産債権の届出期間　平成27年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月30日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７１６号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘５丁目５―12佐登屋興産第２ビル304
債務者　井上　麻衣
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　周一
4　破産債権の届出期間　平成27年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月30日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８０５号
東京都板橋区上板橋１丁目21－５―501
債務者　佐古田　学
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　修二
4　破産債権の届出期間　平成27年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８１０号
東京都北区赤羽西２丁目８―12―501
債務者　山本　祐馬
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　数井英一郎
4　破産債権の届出期間　平成27年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月30日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８２４号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目７－５
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　陽介
4　破産債権の届出期間　平成27年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月30日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３３号
鹿児島県鹿児島市西佐多町303番地
債務者　橋口一二三
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　弘毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９１号
群馬県高崎市乗附町1797番地21
債務者　花垣　秋彦
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月26日午後３時５分
5　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１７３号
鹿児島県鹿児島市中山町767番地１　リバーサイドＡ306号
債務者　飯塚　律子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上川　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月５日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
宮城県岩沼市館下１丁目５番26―302号、従前の住所宮城県名取市植松１丁目４番41号
債務者　及川　浩光
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹村　恵司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
群馬県伊勢崎市除ケ町330番地１　ＭＴヒルズＡ202
債務者　竹田アルバロノブイチこと　タケダ　アルバロ　ノブイチ（ＴＡＫＥＤＡ　ＡＬＶＡＲＯ　ＮＯＢＵＩＴＩ）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６５号
滋賀県栗東市安養寺６丁目９番60号
債務者　伊勢村　誠
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９２号
岡山市南区東畦65番地19
債務者　影井　秀樹
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市本　昭彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９４号
広島市安佐南区緑井８丁目２番２―201号
債務者　梶本　研二
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜風呂英嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９５号
広島県安芸郡熊野町呉地４丁目５番３号
債務者　イズノ事務機こと　出野　博之
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷本　素子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０３号
愛媛県松山市森松町519番地２
債務者　八束　千明
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
愛媛県北宇和郡松野町大字松丸195番地
債務者　坂本　貴志
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部